2020年第3回定例会　一般質問①

DV被害者への支援の充実を

おはようございます。生活者ネットワークの木下安子です。通告にしたがいまして、DVと性暴力の2つのテーマで一括質問いたします。

昨年、都内の生活者ネットワークが連携し、セクハラ、DV、性暴力の3つのテーマに沿って自治体調査を行いました。結果は、回答のあった48自治体の中で1位だった日野市も100点満点中54点で、調布市は34点で21位でした。東京においても女性が安心して安全に暮らせる社会への取組みは道半ばであることを再認識したところです。

コロナ禍における国の施策にも、日本におけるジェンダー主流化の遅れは如実に現れました。例えば、特別定額給付金事業は、申請も受け取りも世帯主が対象で、経済的DVを受けていたり、転居先を知られることを恐れて夫から逃れた後も住民票を移動できずにいる女性の存在は想定されていませんでした。

そのような中、DV被害や望まない妊娠の相談件数が増加するなど、コロナ禍において女性に対する人権侵害は悪化しています。そこで、調布市がいかなる時も女性が安心して暮らせる街となるよう、今回の調査で見えたDVと性暴力に関する市の課題を改善することを求めて質問をいたします。

(1) 庁内連携のさらなる強化のために

まず、DV被害者への支援について伺います。DVに関しては配偶者暴力防止法がありますが、そこには被害者の保護だけが規定され、あくまでも被害者が逃げ、隠れて生きることが前提となっています。保障されるべきは逃げる権利ではなく、被害者が安心して人間らしい生活を送る権利です。最も身近な自治体に求められる役割は大きいと考えます。

ア．全職員対象の研修について

調布市では、DV被害者の相談支援に当たる職員がすべて専門性をもった正規職員で、この点は非常に高く評価できる点です。しかし、DV被害者支援を確実に進めるためには、一部の職員の専門性確保や関係部署の連携だけでなく、DVへの全庁的な共通理解が最低条件として必要です。なぜなら、市民と接する職員に感性がなければ、せっかく専門性を持つ職員がいても、そこへ繋ぐ道は閉ざされてしまうからです。

全職員対象のDV研修が必要だと考えますが、見解と現状をお答えください。

イ．全職員・全教職員向けのガイドブック作成を

また、DV被害者は暴力により心身ともに支配されて自尊心を失い、自分が悪いと思い込むことが多く、助けを求めることが困難です。どの窓口でも「あなたは悪くない」と理解

を示すことができる地盤を作っておくことが、二次被害を防止するためにも非常に重要です。

教職員には DV と子どもの虐待の関連性を理解するとともに、DV が疑われる場合の子どもおよび保護者への対応や支援への連携の把握なども求められます。職員・教職員向けのガイドブックがそれぞれ必要だと考えますが、見解をお答えください。

(2)子どもへの支援体制強化のために

ア．子どもに接するすべての関係者に DV 研修を

次に、子どもを守る視点から伺います。

親が暴力を受ける姿を子どもが見聞きするいわゆる面前 DV は、心理的虐待に当たるとされています。また統計的にも DV が起きている家庭の 3 割で子どもへの虐待もあるため、子どもに関わるすべての職種の担当者が DV を正しく理解することが子どもを虐待から守る意味でも重要です。子どもに関わる職員はさまざまですが、現在、DV 研修はどのように実施されているでしょうか。

イ．支援につなぐ仕組みの周知徹底を

次です。子ども関係者が子どもの様子などから DV の存在を察知した場合、支援につなぐ一歩を迅速に踏み出すことが重要です。そのためには、調布市における DV 被害者支援の連携の仕組みを周知しておく必要があります。子ども関係者には委託事業者の職員や教員など都の職員も含まれますが、周知は徹底されているでしょうか。

ウ．デート DV 予防に向けた取り組み強化を

次に恋人間の身体的、精神的、性的暴力、いわゆるデート DV の予防に向けた取り組みについて伺います。デート DV の予防には女性男性に関係なく対等なパートナーとしてお互いを尊重する心を育てる人権意識の醸成が必要ですが、これは将来的には DV 加害者の予防にも繋がります。市内の全中学校でデート DV 予防講座を実施するべきだと考えます。

また、DV についてまとめた男女共同参画推進課の「しぇいくはんず」50 号では、デート DV についても、分かりやすい解説と相談先の情報がまとめられていますので、全中学校での配布を求めます。また、デート DV 防止の啓発カードを全中学校のトイレや保健室前などに設置してはどうでしょうか。それぞれ見解をお答えください。

＜副市長答弁＞

ただいま，木下安子議員から大きく２点のご質問をいただきました。私からは，ＤＶ被害者への支援の充実に関するご質問のうち，市におけるＤＶへの基本的な対応についてお答えします。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）は，対象になった人の心身を傷つける行為として，決して許されるものではなく，男女がお互いの人権を尊重する男女共同参画社会を形成していくうえで，根絶すべき重大な人権課題であると認識しております。

市は，配偶者暴力防止法に基づく調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画を平成２２年度に策定し，平成２３年度からは，同基本計画を第４次調布市男女共同参画推進プランに包含する中で，引き続き重要課題として捉え，暴力未然防止に向けた意識啓発，ＤＶ被害者の救済，自立に向けた相談支援など，あらゆる暴力からの根絶を目指して諸対応を図っております。

そうした中で，ＤＶ被害に関する相談については，男女共同参画推進センターを拠点として，相談員が相談者に寄り添って，状況に応じて適宜，関係機関につなぐことで，問題解決への支援に取り組んでおります。具体的には，配偶者暴力防止等対策ネットワーク会議を活用し，広域的なＤＶ関連の現状の把握や対応策について意見交換を行っております。この会議には，子ども家庭支援センターすこやかをはじめとする庁内関係部署はもとより，調布警察署，弁護士会，民生児童委員，調布市医師会のほか，東京都女性相談センターなども御出席いただき，関係機関との連携を図りながら，被害者の相談・対応や自立支援に取り組んでおります。

今後とも，関係機関との連携強化を図りながら，相談ケースに応じたきめ細かな支援に取り組んで参ります。

その他の御質問につきましては，担当よりお答えいたします。

＜生活文化スポーツ部答弁＞

私からは，ＤＶ被害者への支援充実に関するご質問のうち，職員の研修，意識啓発について，並びに中学生に対するデートＤＶ防止対策，次期男女共同参画推進プランの策定に向けた性暴力の実態把握についてお答えします。

初めに，ＤＶ防止に向けた職員への研修についてお答えします。

男女共同参画推進センターにおいて，多くの相談が寄せられる「女性のための生きかた相談」では，自分がＤＶ被害者であることについて明確に認識している相談者がある

一方で，自分がＤＶを受けていることを自覚していない方もいます。

そのため，対応する職員が相談者の状況を見極め，ＤＶに対する理解や適切な支援につなげられるよう，新入職員を対象とした男女共同参画に関する研修の中で，ＤＶ支援に必要な基礎知識の習得に努めております。また，男女共同参画推進センター通信「しぇいくはんず」において，ＤＶに関する特集号を発行し，配偶者暴力が身近な問題であることや被害に遭った場合の相談先や支援内容などを分かりやすく解説するなど，職員への意識啓発に取り組んでいます。

また，毎年度実施している「パープルリボンプロジェクト in ちょうふ」では，児童虐待防止のオレンジリボンキャンペーンとも連携し，市民プラザあくろすはもとより，文化会館たづくりエントランスホールで市民に向けた啓発の展示を実施しております。キャンペーン期間中には全職員がパープルリボンを着用し，全庁的に意識啓発に取り組んでおります。

このコロナ禍においては，外出自粛や学校の休業など，家庭内で過ごす時間が増えることに起因して，様々な生活不安・ストレスにより，配偶者等からの　ＤＶの増加や深刻化が懸念されております。そうした中において，市におけるＤＶ支援として，ＤＶを特集したセンター通信を市内各駅へ継続的に配架したほか，通信に掲載したＤＶ支援に関する内容を調布駅前のデジタルサイネージで放映するなど，相談先に関する周知を行って参りました。

また，男女共同参画推進センターの相談では，これまでの面接相談に加え，電話による相談の対応を図ったほか，法律相談を継続して実施するなど，ＤＶ相談にきめ細かに対応しております。

次に，デートＤＶについてお答えします。

中学生に対するデートＤＶ防止対策についてですが，デートＤＶは，交際相手からの暴力を言い，身体的暴力のみならず言葉による精神的暴力や経済的暴力，性的暴力なども含まれます。その中で，成長途上にある中学生が十分な知識を持っていないため，対応に苦慮してしまうことがあります。そのため，デートＤＶの予防に向けて，家庭，地域，学校等が連携し，様々な場面を通じ，特に若年層に向けて考える機会を提供することが重要であると認識しております。

男女共同参画推進センターでは，平成２９年度から，市内中学校の３年生を対象にデートＤＶ防止に関する出前講座を実施しております。令和元年度は，３校での実施を予定しておりましたが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため全て中止となりました。今後，教育委員会及び学校と連携し，状況に応じて継続的に取り組む中で，全校での実施を目指して参ります。

次に，デートＤＶについての冊子の配布，啓発カードの設置についてお答えします。

先ほど述べました男女共同参画推進センター通信のＤＶ特集冊子を今後，市立中学校３年生に対して配布して参ります。また，デートＤＶ防止の啓発カードについては，中高生の居場所である青少年ステーションＣＡＰＳや図書館などで配布しております。現在，市立中学校のトイレへの設置はしておりませんが，中学校長会を通じて広く周知に努め，活用いただけるよう協力を求めて参ります。

＜教育部答弁＞

私からは、学校におけるＤＶ被害者への支援に向けた取組及び人権としての性教育についてお答えします。

各学校においては、全ての教職員がＤＶについて正しい理解と認識を深めることができるよう、東京都人権施策推進指針に示された人権課題について研修を行っています。具体的には、毎年、都教育委員会から人権教育プログラムが１人に１冊配付されており、このプログラムを活用しています。このプログラムは、配偶者等からの暴力に関して被害者の立場に配慮した対応に当たることの重要性など、ＤＶに関する理解が深められるようになっております。

学校においては、ＤＶに関して保護者から直接相談を受けるケースもあり、相談を受けた際は、適切な相談窓口につないで対応を行っています。

引き続き、市教育委員会が行う研修等を通して、全教職員に指導の徹底を図ってまいります。